

2023 年度

履修登録及び履修確認・修正期間について

下記期間内に UTAS で履修登録及び履修確認・修正・追加（他学部も同期間）を行うこと。この期間以外の履修修正・追加は一切受け付けないので必ず確認すること。

なお、UTAS の履修登録画面の左下、「履修科目控出力」により、履修科目控を出力し、各自保管しておくこと。

科目開講区分	履修登録期間	履修確認・修正期間
S セメスター(S1S2)	4 月 20 日 (木) ～4 月 26 日 (水) *S2 ターム科目もこの期間に登録すること	5 月 8 日 (月) ～5 月 10 日 (水)
S 1 ターム(S1)		
S 2 ターム(S2)		
通年(S1S2A1A2) ※ 2 年次専門科目など		
A セメスター(A1A2)	10 月 10 日 (火) ～10 月 16 日 (月) *A2、W ターム科目もこの期間に登録すること	10 月 25 日 (水) ～10 月 27 日 (金)
A 1 ターム(A1)		
A 2 ターム(A2)		
W ターム(W)		

※民法基礎演習および演習科目は個人で UTAS から履修登録することはできない。指定の方法で申し込み、参加許可が出た場合事務で登録を行う。

【注意】

- ・通年開講科目は S セメスター履修登録期間に履修登録を行うこと。A セメスターの履修登録期間に登録することはできない。
- ・再履修を希望する科目も履修登録を UTAS 上で必ず行うこと。
- ・24 単位を超えて再履修(必修科目のみ)を希望する者は、履修確認・修正期間に所定の URL から届け出ること。(UTAS で 24 単位を超える登録はできない。)
- ・他学部開講科目も上記期間内に登録すること。
- ・確認・修正期間は科目の追加も削除も可能である。
- ・履修登録をしていない授業科目について、定期試験の受験は認められない。
〔東京大学法学部規則第 8 条の 2 及び第 14 条参照〕
- ・W ターム開講科目は当該年度末の卒業認定において法学部規則第 10 条第 2 項に定める随意科目として算入しないので注意すること。